

監 第 7 4 号

令和5年3月30日

雲 南 市 長 石 飛 厚 志 様
雲 南 市 議 会 議 長 矢 壁 正 弘 様
雲 南 市 教 育 長 景 山 明 様
雲 南 市 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 一 郎 様

雲 南 市 監 査 委 員 渡 部 彰 夫
雲 南 市 監 査 委 員 周 藤 正 志

令和4年度定期監査及び行政監査報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和4年度

定期監査及び行政監査報告書

雲南市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の期間	2
第 4	監査の着眼点	3
第 5	監査の実施内容	3
第 6	監査の結果	3
第 7	監査意見	4

= 参考資料 =

(1)	市税等の収納状況	1
(2)	各種使用料等の収納状況	2

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、定期監査及び行政監査を実施した。なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

令和4年度は次の事業等を監査対象とした。

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等	監査の種類
政策企画部	政策推進課	官民連携による健康なコミュニティづくり可能性調査事業	定期監査
	地域振興課	水の縁推進事業	定期監査
総務部	人事課	人事管理事業	定期監査
	管財課	公共施設解体撤去事業	定期監査
	管財課・財産利活用推進室	市における普通財産の利活用状況について	行政監査
	情報システム課	番号制度関連システム管理事業	定期監査
防災部	防災安全課	災害時相互支援体制構築事業	定期監査
市民環境部	税務課	固定資産評価替事業	定期監査
		市税、国民健康保険料等の賦課状況	定期監査
	債権管理対策課	徴収事業	定期監査
		市税等の収納状況・滞納対策	定期監査
	環境政策課	脱炭素社会構築推進事業	定期監査
健康福祉部	長寿障がい福祉課	地域包括支援センター委託事業	定期監査
		普通財産の貸付状況	行政監査
	健康づくり政策課	健康づくり拠点推進事業	定期監査
	ワクチン接種対策室	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業／ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	定期監査
子ども政策局	子ども政策課	保育所施設修繕事業	定期監査
		保育所等保護者負担金、幼稚園使用料の収納状況	定期監査
農林振興部	農政課	産直物流改革実証事業	定期監査
	農林土木課	農地耕作条件改善事業	定期監査
	農林災害復興チーム	農業用施設災害復旧事業	定期監査
産業観光部	商工振興課	地方創生テレワーク推進事業	定期監査
		普通財産の貸付状況	行政監査

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等	監査の種類
産業観光部	産業施設課	明石緑が丘公園管理事業	定期監査
		管理施設の集客数及び施設等使用料の収納状況	定期監査
		普通財産の貸付状況	行政監査
農業委員会事務局		農業委員会総務管理事業	定期監査
建設部	公共災害復興チーム	公共災害復旧事業	定期監査
	都市計画課	企業団地関連道路整備事業	定期監査
	建築住宅課	公営住宅建設事業	定期監査
		公営住宅使用料の収納状況	定期監査
教育委員会	教育総務課	小学校トイレ感染症対策事業	定期監査
		給食負担金の収納状況	定期監査
	学校教育課	地域文化部活動推進事業	定期監査
	キャリア教育政策課	子ども第三の居場所事業	定期監査
	文化財課	文化施設大規模改修事業	定期監査
大東総合センター	自治振興課	佐世交流センター管理事業	定期監査
		普通財産の貸付状況	行政監査
加茂総合センター	自治振興課	庁舎管理事業	定期監査
木次総合センター	自治振興課	庁舎管理事業	定期監査
	市民福祉課	高齢者交流施設管理事業	定期監査
吉田総合センター	自治振興課	普通財産の貸付状況	行政監査
掛合総合センター	市民福祉課	社会福祉施設修繕事業	定期監査
水道局	営業課	木次三刀屋上水道事業	定期監査
		水道料金・下水道使用料の収納状況	定期監査
	下水道課	特定環境保全公共下水道施設整備事業	定期監査
市立病院	経営課・掛合診療所	病院の運営状況・診療費の収納状況	定期監査

第3 監査の期間

令和5年1月23日から令和5年2月6日まで

第4 監査の着眼点

1. 定期監査

- ・事務の執行は、法令等に基づいて適正に行われているか。
- ・工事発注及び業務委託の手続きは適正に行われているか。
- ・契約書等の関係書類は適正に整備されているか。
- ・料金の収納状況は良好か。滞納整理事務は適正に行われているか。

2. 行政監査

- ・普通財産（土地・建物）の貸付を行っている場合に、適正な手続きが行われているか。
- ・未利用財産の有効活用が図られているか。

第5 監査の実施内容

1. 定期監査

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの市の財務に関する事務のうち、監査対象部局から主として業務委託、工事を対象として抽出した事業及び市税・各種使用料等の状況についてあらかじめ監査調書の提出を求め、一部事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。また、一部現地にて事業の実施状況等を調査・確認した。

2. 行政監査

「普通財産（土地・建物）の貸付及び活用について」をテーマとし、監査対象部局からあらかじめ監査調書の提出を求め、一部事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。

第6 監査の結果

1. 総括

監査の結果、監査対象事業、市税・各種使用料等の状況及び普通財産の活用状況については、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に助言を行ったので記述を省略した。

(1) 業務委託または工事の執行について（定期監査）

- ① 契約については、雲南市契約規則（以下「規則」という。）に基づき事務を処理することとなっているが、規則に定められた書類等に不備が見受けられた。
- ② 仕様書又は設計書作成にあたり、参考見積書徴取が1者のみのものがあった。
- ③ 仕様書又は設計書に内訳が明記されておらず、一式のみで計上されているものがあった。
- ④ 規則第28条の規定では、随意契約において、原則として3人以上の者から見積書を徴しなければならないとされているが、1者のみの見積書により契約されているものがあった。
- ⑤ 随意契約理由については、地方自治法施行令第167条の2に規定されているが、適用条項番号について適切でないと思われるものや、継続して業務実績があることのみを理由としたものが見受けられた。

(2) 普通財産（土地・建物）の貸付及び活用状況について（行政監査）

- ① 貸付契約内容が長期間見直されていないものが複数見受けられた。また、貸付料の算定方法が統一されていなかった。
- ② 契約期間の自動更新条項を設けている貸付契約について、更新時の起案がなく、契約内容の見直しや貸付継続か譲渡かの検討が行われていなかった。
- ③ 貸付料については、「市有財産利活用基本方針」において雲南市行政財産使用料条例第2条の規定を準用することとなっている。同条ただし書きに基づき消費税相当額を加算している場合、消費税率の改正に伴い契約更新時に貸付料を改定する必要があるが、過去の税率のまま変更されていないものがあった。
- ④ 建物貸付契約書に、修繕に係る費用負担の在り方について記載内容に不明瞭なものが見受けられた。また、民法第608条に規定されている必要費及び有益費の償還請求権に対する排除特約が定められていないものがあった。

7 監査意見

1. 業務委託及び工事の執行について

(1) 随意契約について

随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外である。あくまで例外的な方法であるため、どのような判断で競争入札しなかったのか明確に示す必要がある。随意契約理由について、業務実績があることのみを理由としているものが見受けられたが、

競争入札等の可否について十分検討されたい。

また、契約の起案にあたっては、根拠となる地方自治法施行令第167条の2の規定による適用条項番号及びその理由を明確に表示するようにされたい。

随意契約には、単数の者から見積書を徴する「特命随意契約」と複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があるが、特命随意契約をする場合は、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程及び理由を具体的に明らかにしなければ、市民に対する説明責任を問われることになる。よって、競争性により有利な契約を締結できる可能性がある場合は、規則第28条の規定に基づき、原則3人以上の者から見積書を徴し、競争見積方式による随意契約を行われたい。

今後は、令和4年11月に策定された「随意契約ガイドライン」に従い、根拠法令を明確にする必要があること、有利性の説明責任があることに留意し、個々の契約ごとに技術の特殊性、合理性、経済性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、適正かつ円滑な運用に努めていただきたい。

(2) 仕様書又は設計書の作成について

入札方式に関わらず、仕様書又は設計書の作成にあたり参考見積書を徴取する場合は、設計額の透明性、公平性を高めるためにも、複数の者から参考見積書を徴することが望ましい。

今回の監査では、1者のみから参考見積書を徴取されていたものが複数見受けられたため、複数の者から見積書を徴取して価格を比較検討し、設計金額の妥当性を確保されたい。

2. 市税・各種使用料等の収納状況について

市税等の収納率については、新型コロナウイルスや物価高騰による影響が懸念されていたが、令和4年12月末現在、概ね前年同時期と同程度となっている。

税負担の公平性を期する上からも、引き続き「雲南市市税等滞納整理対策本部会議」を通じて関係部局間での情報共有及び連携強化を図るとともに、各部局においては、「雲南市債権管理適正化指針」を再確認し、職員一人ひとりが一層、税に対する意識の高揚を図られ収納率の向上に努められたい。

3. 普通財産の貸付及び活用状況について

(1) 普通財産の貸付事務全般について

普通財産の貸付けは、市有財産の効率的かつ有効な活用を図る点で、重要かつ効果的な方法の一つである。一方、適正な事務の執行のためには、契約時に法令に遵守した貸付料等の条件を設定する必要があるほか、継続的に当該普通財産の使用状況の把握や契約内容の適宜見直し、必要に応じて貸付先事業者に対して指導、交渉等を行っていく必要がある。

市において普通財産の貸付料は、雲南市行政財産使用料条例第2条の規定を準用して算定することとされているが、今回監査した限りにおいて、貸付料の算定根拠が不明瞭なものや条例に準じていないものが見受けられた。所管部局においては、個別に契約書を精査し、必要に応じて貸付料を含む契約内容の見直しを図られたい。

長期にわたり普通財産の管理業務を適切に進めていくためには、まず、管財課において財産台帳システムにより財産の状況把握に努めるとともに、貸付事務をより適正かつ円滑に行うために「普通財産貸付要綱」等を整備し、統一的な執行方法の確立を図られたい。また、所管部局においては、貸付及び財産管理業務の重要性を十分認識し、当事者意識を持ってあたられたい。

(2) 大規模商業施設の建物貸付契約について

大規模商業施設の建物貸付契約（以下、「同契約」という。）において、修繕に係る費用負担の在り方についての条文に不明瞭な点が見受けられたため、双方協議の上で同契約書を改訂し、修繕の項目ごとに誰が負担するかを明らかにされたい。

また、賃借人である株式会社キラキラ雲南（以下、「キラキラ雲南」という。）が修繕行為を行う際に、その費用が民法第608条第1項及び第2項に規定される賃貸人である市の負担に属する必要費又は有益費と認められる場合には、キラキラ雲南は当該費用の償還を請求することができることとされている。請求に対して償還義務の有無及びその適正額をめぐって紛争が生じることを回避するためにも、キラキラ雲南に償還請求権を放棄させる旨の条項を、同契約書に明記されたい。

賃貸料については、雲南市行政財産使用料条例第2条の規定により算定した使用料を基準に、修繕費の負担方法の見直し等を勘案し決定されたい。

なお、当該施設はテナントが入居し運営されているが、これは転貸行為に該当するため、キラキラ雲南から各店舗とのテナント契約書を添付した承認申請書を提出させるなど、書面による承認手続きが行われるよう、適切な事務処理に努められたい。

(3) 未利用財産の利活用について

未利用財産の利活用については、管財課及び財産利活用推進室が統括部局となり、令和2年に策定された「市有財産利活用基本方針」に沿って、全庁横断的に検討が進められている。

今後も、公共・公益的な目的を踏まえながら、資産経営の視点に立って、市有財産の情報を一元化し、個々の財産について総合的かつ戦略的に未利用財産の有効活用を図られたい。

参 考 資 料

(1) 市税等の収納状況

(2) 各種使用料等の収納状況

(1) 市税等の収納状況 (令和4年12月末現在)

(単位: 円、%)

税目		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
個人市民税	現年分	1,342,000,000	1,414,028,191	878,068,122	535,960,069	62.10
	滞納繰越分	2,100,000	9,161,728	2,930,645	6,231,083	31.99
	計	1,344,100,000	1,423,189,919	880,998,767	542,191,152	61.90
法人市民税	現年分	306,500,000	254,572,300	260,346,200	△ 5,773,900	102.27
	滞納繰越分	100,000	300,000	300,000	0	100.00
	計	306,600,000	254,872,300	260,646,200	△ 5,773,900	102.27
固定資産税	現年分	1,814,900,000	1,802,453,400	1,460,043,621	342,409,779	81.00
	滞納繰越分	2,700,000	22,167,782	3,912,354	18,255,428	17.65
	計	1,817,600,000	1,824,621,182	1,463,955,975	360,665,207	80.23
国有財産等所在 市町村交付金及 び納付金	現年分	29,495,000	29,496,100	29,496,100	0	100.00
	計	29,495,000	29,496,100	29,496,100	0	100.00
軽自動車税 (種別割)	現年分	152,500,000	155,986,900	155,105,700	881,200	99.44
	滞納繰越分	100,000	1,397,748	294,240	1,103,508	21.05
	計	152,600,000	157,384,648	155,399,940	1,984,708	98.74
軽自動車税 (環境性能割)	現年分	10,600,000	14,731,600	13,190,200	1,541,400	89.54
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	10,600,000	14,731,600	13,190,200	1,541,400	89.54
市たばこ税	現年分	172,700,000	143,460,058	127,671,683	15,788,375	88.99
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	172,700,000	143,460,058	127,671,683	15,788,375	88.99
入湯税	現年分	1,400,000	1,561,350	1,561,350	0	100.00
	滞納繰越分	1,000	0	0	0	0.00
	計	1,401,000	1,561,350	1,561,350	0	100.00
小計	現年分	3,830,095,000	3,816,289,899	2,925,482,976	890,806,923	76.66
	滞納繰越分	5,001,000	33,027,258	7,437,239	25,590,019	22.52
	計	3,835,096,000	3,849,317,157	2,932,920,215	916,396,942	76.19
国民健康保険料	現年分	562,620,000	593,021,640	388,091,881	204,929,759	65.44
	滞納繰越分	5,700,000	14,416,315	4,513,831	9,902,484	31.31
	計	568,320,000	607,437,955	392,605,712	214,832,243	64.63
後期高齢者 医療保険料	現年分	461,088,000	445,797,880	291,638,290	154,159,590	65.42
	滞納繰越分	1,000	264,875	143,015	121,860	53.99
	計	461,089,000	446,062,755	291,781,305	154,281,450	65.41
合計	現年分	4,853,803,000	4,855,109,419	3,605,213,147	1,249,896,272	74.26
	滞納繰越分	10,702,000	47,708,448	12,094,085	35,614,363	25.35
	計	4,864,505,000	4,902,817,867	3,617,307,232	1,285,510,635	73.78

(2) 各種使用料等の収納状況 (令和4年12月末現在)

①一般会計

(単位:円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
保育所保護者負担金	現年分	40,453,000	41,354,330	29,693,270	11,661,060	71.80
	過年度分	2,000	470,500	183,620	286,880	39.03
	計	40,455,000	41,824,830	29,876,890	11,947,940	71.43
認定こども園保護者負担金	現年分	15,832,000	15,739,720	11,396,050	4,343,670	72.40
	過年度分	1,000	3,400	3,400	0	100.00
	計	15,833,000	15,743,120	11,399,450	4,343,670	72.41
給食負担金	現年分	167,366,000	142,225,691	111,951,823	30,273,868	78.71
	過年度分	30,000	5,290,256	1,065,482	4,224,774	20.14
	計	167,396,000	147,515,947	113,017,305	34,498,642	76.61
公営住宅使用料 (家賃・共益費・駐車場代合計)	現年分	189,612,000	185,755,500	137,820,835	47,934,665	74.19
	過年度分	0	1,724,320	146,000	1,578,320	8.47
	計	189,612,000	187,479,820	137,966,835	49,512,985	73.59
幼稚園使用料	現年分	0	0	0	0	-
	過年度分	1,000	130,000	52,000	78,000	40.00
	計	1,000	130,000	52,000	78,000	40.00

②特別会計

(単位:円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
下水道分担金・負担金	現年分	3,375,000	6,880,600	6,480,400	400,200	94.18
	過年度分	0	0	0	0	-
	計	3,375,000	6,880,600	6,480,400	400,200	94.18
下水道使用料	現年分	271,279,000	203,782,506	201,918,396	1,864,110	99.09
	過年度分	634,000	1,517,466	667,247	850,219	43.97
	計	271,913,000	205,299,972	202,585,643	2,714,329	98.68

③公営企業会計

(単位:円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
上水道料金	現年分	886,045,000	673,199,054	666,485,131	6,713,923	99.00
	過年度分	0	9,024,262	3,555,599	5,468,663	39.40
	計	886,045,000	682,223,316	670,040,730	12,182,586	98.21
工業用水道料金	現年分	4,995,000	4,784,312	4,784,312	0	100.00
	過年度分	0	0	0	0	-
	計	4,995,000	4,784,312	4,784,312	0	100.00
下水道料金	現年分	271,621,000	207,135,887	205,147,963	1,987,924	99.04
	過年度分	0	2,453,017	920,456	1,532,561	37.52
	計	271,621,000	209,588,904	206,068,419	3,520,485	98.32

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
病院医業収益 (個人医療費)	現年分		353,433,773	330,066,908	23,366,865	93.39
	過年度分		32,222,767	23,415,376	8,807,391	72.67
	計		385,656,540	353,482,284	32,174,256	91.66
訪問看護収益 (個人利用料)	現年分		3,679,511	3,225,321	454,190	87.66
	過年度分		450,780	450,780	0	100.00
	計		4,130,291	3,676,101	454,190	89.00
掛合診療所収益 (個人医療費)	現年分		7,419,656	7,249,635	170,021	97.71
	過年度分		78,002	78,002	0	100.00
	計		7,497,658	7,327,637	170,021	97.73
人間ドック・健診料 (個人負担金)	現年分		21,972,299	21,972,299	0	100.00
	過年度分		13,312	352	12,960	2.64
	計		21,985,611	21,972,651	12,960	99.94

